

議案第 15 号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の一部が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例（平成４年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。